

「子ども・子育て支援新制度に関する各種基準を定める条例」 に盛り込む項目（案）の概要

1 条例制定の背景

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」が創設されました。

新制度では、改正された児童福祉法等に基づく認可等を前提とし、施設・事業者が運営基準等を満たしていることを確認した上で、子どものための教育・保育給付を行うこととなります。

このため、子ども・子育て支援法に基づき、市町村において条例制定が義務付けされているものに関して、本市が条例を制定します。

なお、これらの条例に盛り込む項目（案）は、昨年7月に設置した「宇都宮市子ども・子育て会議」（会長 伊達悦子（作新学院大学教授））の意見も参考として作成しております。

2 条例制定の内容

国が定める「従うべき基準」、「参酌すべき基準」を踏まえ、本市において条例を制定するもの

「従うべき基準」：必ず適合しなければならない基準、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

「参酌すべき基準」：市町村が参酌した結果、地域の実情として、異なる内容を定めることが許容されるもの。

（1）（仮称）宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新制度では、「幼保連携型認定こども園」を「単一の施設」として認可するため、大都市特例により、本市が認可庁となることから、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めます。

従うべき基準	・学級の編制、配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数 ・保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの ・運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外の項目

(2) (仮称) 宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新制度では、小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育事業(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業を「地域型保育事業」として市町村による認可事業に位置づけられたことから、本市の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定めます。

従うべき基準	・職員の資格、員数、乳幼児の適切な処遇の確保、安全確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外の項目

(3) (仮称) 宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新制度では、改正後の児童福祉法第34条の8の2に基づき、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めます。

従うべき基準	・放課後児童支援員(指導員)の資格、員数
参酌すべき基準	上記以外の項目

(4) (仮称) 宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設や事業が「施設型給付」又は「地域型保育給付」の給付を受けるにあたり、公費の支給対象事業者の運営にかかる確認を行う必要があるため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めます。

従うべき基準	・利用定員 ・施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外の項目

(5) (仮称) 宇都宮市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例

新制度では、子ども・子育て支援法に規定に基づき、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準により、保育の必要性を認定する仕組みになるため、本市の保育の必要性に係る認定の基準を定めます。

3 条例制定の方向性

本市ではこれまで、国の基準のもと、施策・事業を展開し、子どもの教育・保育・健全育成を図るために必要な水準を確保してきたことを踏まえ、国がより専門的な見地から基準検討部会において十分に検討してきた新たな基準を基本としつつ、本市の実情や

地域特性を考慮し、より適切なサービスが提供できる場合等には、本市独自の基準を定めることとします。

4 本市独自の基準（案）

- ・ （3）（仮称）宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例のうち、「職員基準（支援の単位）」に係る項目について

国が定める基準（参酌すべき基準）	本市基準（案）
・ 「1の支援の単位を構成する児童の数は、概ね40人以下とする。」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基準をそのまま市の基準として「概ね40人以下」とする。 ・ 5年間の経過措置を設ける。

- ・ （5）（仮称）宇都宮市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例のうち、「保育短時間認定の就労時間の下限設定」に係る項目について

国が定める基準（参酌すべき基準）	本市基準（案）
・ 「1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市区町村が地域の就労実態等を考慮し、各市区町村が定める時間を基本	・ 「1か月当たり64時間」とする。

5 その他

- ・ 施行期日

平成27年4月1日

（施設等の認可や、運営及び支給認定の手続きについては、公布日以降に行う予定です。）

- ・ 過料

新制度では、子ども・子育て支援法第87条において、公的給付制度（施設型給付・地域型保育給付）の創設に伴い、正当な理由なく給付に係る調査等を拒むなどの不誠実な対応を行う者に対し、市町村が条例により過料を課することができるとされています。

本市においては、不誠実な対応の抑止のため、関連条例に過料の規定を盛り込むことを検討しています。